

2016年分税制改正のポイント

協会顧問税理士 櫻木敦子

◆はじめに◆

今年も、一月十六日から二〇一六年分所得確定申告の受付が始まります。今回の申告で注意すべき所得税改正点のうち、主なものは以下の通りです。

なお、詳細は保団連作成の「保険医の経営と税務2017」(案内は本紙5面/会員には一冊無料で配布)をご参照ください。

一、減価償却制度の改正

二〇一六年四月一日以後に取得した建物附属設備および構築物については、定率法による減価償却ができません。左の通り計算すると、左の通りとなります。

例えば、取得価額百万円、耐用年数十五年の建物附属設備を二〇一六年四月一日以降に取得した場合の各適用品の減価償却費を定率法により計算すると、左の通りとなります。

二、少額減価償却資産の必要経費算入制度の延長

青色申告者について、購入金額が一台につき三十万円未満の資産の全額が必要経費となる制度(年間合計)が延長されました。

三、マイナンバー(個人番号)の記載

二〇一六年分以降の所得税・消費税の申告書について、マイナンバー(個人番号)の記載欄が設けられ、マイナンバーを記載して申告書提出する場合

図1 定額法償却率0.067

適用年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
減価償却費(円)	67,000	67,000	67,000	67,000	67,000

【参考】定率法を選択して届出をしている方が、上記の建物附属設備を2016年3月31日以前に取得した場合の減価償却計算は、図2の通りとなります(1年目は12カ月として計算)。

図2 定率法償却率0.133

適用年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
減価償却費(円)	133,000	115,311	99,975	86,678	75,150

には、通知カードなどの番号確認書類、運転免許証などの身元確認書類の提示またはコピーの添付が必要となります。税務署では、申告書にマ

四、給与所得の所得控除の上限引き下げ

二〇一六年分以降の所得税について、給与収入一千二百万円を超える場合の給与所得控除額が二百三十万円に引き下げられました。

五、クレジットカード納付

二〇一七年一月四日以後、納付受託者に納付を委託することにより、インターネットを利用してクレジットカードによる国税の納付をすることができるようになりました。

六、その他の注意事項

【今後の検討項目】
 ◆社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置、医療法人に対する軽減税率については二〇一七年は継続されることとなりましたが、税制改正大綱において、そのあり方について引き続き検討することとされています。

【セルフメディケーション税制対象】

◆二〇一七年一月一日以降、定期健康診断を受けるなど一定の取組をしている方が、特定の成分を含んだOTC医薬品を購入し、その年間合計額が一万二千円を超える場合には医療費控除を受けることができます。

対象となるOTC医薬品については薬局のレジに「セルフメディケーション税制対象」と記載されています。二〇一七年以降はそのレジに「セルフメディケーション税制対象」と記載されています。